

幕府普請役への萩藩の対応をめぐる

森下徹

はじめに

享保七年（一七二二）八月、萩藩江戸藩邸に、「慶長年中より寛永年中迄之間、御城廻り御普請御手伝御勤候ハ、何之年、場所者いつ方にて、いつれより何れ迄之所御勤候訳」を調査して書き出すように、との幕府からの廻状がもたらされた。さっそく関係文書を探してみたが、公儀所留（留守居の記録）を繰っても記載がなく、かろうじてみいだせたのは寛永十一年（一六三四）の「され、之扣」だけだった。そのため国元に照会をかけ、国元ではさらに家臣に関連史料の提出を命じたことにした。そうして提出された数家からの文書や、藩の蔵にあった「古勘文」などをかき集め、ようやくとりまとめて江戸に知らせている^{〔1〕}。幕府普請役の記録など、この段階では藩において（そして幕府にも）きちんとした形では伝わっていないかったらしい。

ともあれそうしてとりまとめた内容が表1の一覧となる。みられるように寛永十三年の江戸城普請まで、とくに慶長年中にはほぼ毎

年のように負担していた。さらにこれ以降、慶安二・三年（一六四八・四九）にも江戸城石垣修理を担当している。

これらが一七世紀半ばま

で萩藩が担当した幕府普請役の全貌となる（あくまで江戸城をはじめとする城郭普請である。このほかに禁裏普請の負担などもあった）。こうした普請に、萩藩はどのように対応したのであろうか。

普請役をめぐることは、「大名や国奉行を通じて全国の武士・百姓・職人を、秀吉のように戦争ではなく普請に動員することで、公儀へ

表1 享保7年提出「公儀御普請御手伝」の先例

年	内容
慶長7	伏見城治部少丸地引
慶長11	江戸本丸御普請
慶長12	駿河本丸御普請
慶長13	駿河三之丸御普請
慶長14	丹波篠山御普請
慶長15	尾張名古屋城御普請
慶長19	江戸城二之丸御普請
元和2	大坂城御普請
元和6	大坂御普請
元和9	大坂御影石御仕置之御普請
寛永元	大坂本丸御普請
寛永2	大坂本丸御普請
寛永5	大坂御普請
寛永9	江戸御普請
寛永13	江戸御普請

毛利家文庫「御勤事」32「御城廻御普請御手伝御務之趣公儀江被仰出候記録」より作成。

の役負担を基軸とする身分支配の体系強化を意図するものであった」との評価がある⁽³⁾。役を通した身分支配の確立を狙ったというのだから、体制づくりの根幹にかかわるものだったことになる。にもかかわらず、賦課を受けたそれぞれの藩がどのように領内から人足を調達したのか、その具体相についての報告は意外に少ないように思う⁽⁴⁾。萩藩担当の普請役への対応について、とくに人足調達という局面にしほって、以下にみてゆくことにしたい。

一 幕府からの割り当て

まず慶安二・三年の江戸城普請をとりあげて、幕府からの割り当てがどのようになされたのか確認しておこう。

慶安二年六月二十日の地震によって江戸城の石垣が多数崩壊したさい、萩藩は築直しを担当することになった。その経緯について、七月七日付けで在府中の藩主が国元加判衆（国家老）に報じたなかでは、今回は担当が回ってきそうであり、命じられてつとめるよりも「訴訟申上候得者御馳走ニ茂」なるし、なにより今回は「かろき事」でもあり、去る四日、幕府老中に担当する旨を申し入れたところである、とのべている⁽⁵⁾。

そのうえで、破損個所の修復なのだから石はすでにあるものを使えばよく、不足なら幕府から渡されるはずなので、こちらで用意の必要はない。また「普請之者差上候歩当」、人足を拠出する基準に

ついては、丁場の大小にしたがって指示をするのでまだ確定できない、とりあえず先年の歩当を参考に準備しておくように、としている。幕府からは丁場の規模が指示されるのであって、人足数は藩の側が判断して決めていたことになる。

そのご幕府のおそらくは普請奉行から丁場が割り当てられたのであろう。その箇所について、のちになされた幕府への報告では、「内桜田馬下馬之御門台・御見付ほうあて築直し」「二ノ御丸御鷹師部屋之脇のくい違築直し壺ヶ所」「外桜田口平石垣并角式ツ築直し」「半蔵町口御門台築直し壺ヶ所」の計四ヶ所があがっていた⁽⁶⁾。

また普請の最中、慶安三年二月十六日付で、国元加判衆が江戸に派遣している普請奉行に宛てた御用状にはつぎの一節がある⁽⁷⁾。

一 右之御丁場計ニてハ中々相澄申間敷候、諸家御大名衆子ノ歳（寛永十三年）以後近年之御普請坪当壺万石二百五拾坪之当
 二 被成御調之由候、左候時者殿様江茂多分右之分ニて可有御座候、然時者只今迄之坪当六百四拾坪程ニ当り申候、然者殿様当年之御普請石高式拾七万石ニて候、壺万石二百五拾坪当ニして右之石高二御引合せ候へ者、四千五拾坪程ニて御座候由、左様御座候時者大段之御仕出旁成かね可申哉と爰元ニて承、笑止千万ニ存候

「右之御丁場」とは、十二月初めに桜田見付矢倉台の普請を終え、また二番丁場として受けとった鷹部屋脇食い違いも完成させたあと、年明けに桔梗門脇平石垣二〇〇間を追加で命じられたことをさ

している。引用箇所には、寛永十三年以降、諸家には一万石当たり一五〇坪の割り当てが慣例であり、それによれば当藩は役高二七万石なので四〇五〇坪で済むはずである、ところがそれを大幅に上回る状態だ、との報を受けた旨が記されている。この普請石高二七万石とは、朱印高から一〇万石の免除分を差し引いた役高のことをいっている。

これまでも指摘されているとおり⁽⁷⁾、幕府から諸藩へは役高に応じた坪数が割り当てられるのであって、それを受けてどのように人足を調達し普請を遂行するかは、各藩の判断に委ねられていたということであろう⁽⁸⁾。

二 普請人足の調達

(一) 慶安普請のばあい

そうして割り当てを受けたあとの、領内における普請役調達のよすをひきつづき慶安普請に即してみよう。このときには家臣に対し、一歩役、つまり百石あたり一人という基準で賦課していた。普請奉行をつとめた益田家に残された覚書をみると(表2)、対象は大組および物頭組(益田修理組)だったことがわかる。家臣団の中核部隊である大組はこのころには六組編成で、各組には組頭とは別に、一門から大頭が一人ずつ配属され組を統率していた⁽⁹⁾。少し前の正保二年(一六四五)分限帳では、一組六〇人程度で合計三七〇人を数えている⁽¹⁰⁾。

また表2によれば、二割ほど

の免除分を差し引いた役高は計一十一万石余である。普請奉行が国元で普請の準備を指示したなかにも、「今度御普請出人老歩役之付⁽¹¹⁾、都合千人之少余二而有御座候之間、可成ほと肝煎之者少二て相調候様ニ御仕組可有之候」との箇条がある⁽¹²⁾。たしかに表示の役高への賦課分、合計千人強が出人の全体なのだった。なお役高四八四〇石の物頭組は五〇人弱の拠出で済むはずだが、同じ覚書に、「御弓

鉄炮之者百人可指上之通被仰下候事、但、是ハ惣御人数之おさへ肝煎并御普請之町場番所など二可被置との事」との箇条があり、役高基準の倍の一〇〇人を差し出したこと、ただしそれらは監督もしくは番人としてであったことがわかる。人足はもっぱら家臣、なかでも大組六組から差し出されていた。そこに百姓役が加わった形跡はないのである。

とはいえ別に、江戸で日用が雇用されることはあった。普請終了後、経費をまとめたなかに、石切日用一万三十三人(一人当たり約二

表2 慶安普請における組ごとの役高

組	知行高(石)	除方(石)	役高(石)
志摩守組	22690	2724	19966
紀伊守組	20332	3729	16603
佐渡守組	21628	3765.7	17862.3
宮内少輔組	22206	5959	16247
右京殿組	21252	4816	16436
益田越中組	22570	3809	18761
益 修理組	9080	4240	4840
内藤蔵之丞	240		
計	139998	29042.7	110715.7

益田家文書 52-4 「江戸御普請ニ付而六組石高之事」より作成。

二匁)、日用夫二万三四八二人(同一・二匁)が計上されている¹²⁾。これら合計で三万数千人が江戸で雇用されたのだろう。なおこのときの普請は慶安二年十月ないし十一月には始まり、慶安三年五月ごろに出人は帰国しているようなので¹³⁾、期間はおよそ半年間ほどだった。このうち作業日数がどれほどだったかの確認はされていないが、出人千人強のべ人数が、三万数千人という日用の合計数を大きく上回ったことはまちがいない。石切のような比較的専門的な労働力は江戸で多く雇ったようだが、単純労働の人手としては多くを国元からの出人が占めたとみなしうる。江戸で日用を雇用することはたしかにあったが、あくまで補助的な位置づけだったといえるべきだろう。

このように、慶安普請においては、家臣団のうち大組から百石あたり一人の出人を拠出させており、それが普請人足の中核を構成していた。

(二) 軍役としての普請役

ではさかのぼって、それ以前の普請ではどうだったのか。

たとえば慶長十二年(一六〇七)駿府城普請では「自身遣候もの百石に式人、自身不遣之もの百石二三人」¹⁴⁾、翌年の再普請では「百五拾石に式人宛」と定まっていた¹⁵⁾。つづく慶長十四年の丹波普請にさいしては「百石に式人宛」だったし¹⁶⁾、慶長十五年、名古屋普請のさいは「惣人数代役者三人役」、「今年初而差上げ候自身衆

之儀者百石に式人役」だった¹⁷⁾。

また慶長十九年江戸城普請のさいは百石二人役だったが、具体的な割り当ての仕方がわかる「出人帳」が残されている(正月十一日付けで普請奉行両名に宛てられたもの)。表3にその内容をまとめてみた。

表の構成を概観しておけば、まず支藩の岩国藩(吉川家)と宍戸家以下の一門六家で一旦集計され、そのあとに福原越後組以下一二組が書き上げられている。そしてそれぞれの知行高のあとに、「引方」として免除分が記される。一二組各組には負担を全く免除されるものが数人ほどいて、あわせて五五人になる。また普請肝煎の拠出、組頭役引、組子が自身で赴いたばあい、そのほかの理由で一部免除となるものがあり、それらを知行高から差し引いた「役目辻」に応じて百石二人ずつの「出人」が割り当てられる。さらにこれから一割分を減じた「定出人」が実際に拠出した人数となった。

ここで一二組所屬として合計五七六人があがっているが、うち全免は五五人だけであり、ほとんどの組子が対象だったことがあきらかである¹⁸⁾。そしてこの一二組とは同年の大坂陣の動員組織でもあり、六組が藩主秀就の馬廻、残り六組は輝元の「旗本」なのだった¹⁹⁾。また表によれば普請肝煎は岩国藩と一門六家からだけ出されている。肝煎を拠出する一門と、一二組それぞれが二組ずつ合わさったものが作業単位をなしていた。繰り返される普請に対応するために、個々の家臣のレベルではなく、一門クラスの大身に一定数

表3 慶長19年「江戸御普請出人之帳」の構成

	惣高 (石)	引方 (石)	(家臣 数)	普請 肝 煎引 (石)	組頭 役引 (石)	組子 自身 役引 (石)	他引方 (石)	役目辻 (石)	(家臣 数)	出人数 (人)	定出人 (人)	出人数 /100 石	定出人 /100 石
広家(吉川)	47920.146	—	—	300	—	—	6000	41620.1	1	832.4	749.16	2	1.8
備前守(宍戸)	9766.95	—	—	300	—	—	3000	6466.95	1	129.32	116.39	2	1.8
山城守(右田)	13014.582	—	—	300	—	—	3000	9714.58	1	194.28	174.85	2	1.8
兵庫守(厚狭)	10676.287	—	—	300	—	—	—	10376.3	1	207.52	186.77	2	1.8
伊賀守(吉敷)	7166.915	—	—	300	—	—	—	6866.92	1	137.32	123.89	2	1.8
志摩守(阿川)	4752	—	—	300	—	—	—	4452	1	89.04	81.136	2	1.8
益田玄蕃	13782.388	—	—	300	—	—	1910.2	11572.2	1	231.44	208.3	2	1.8
合	107079.268	16010.2						91069	7	1821.3	1639.1	2	1.8
1 一組 福原越後守	22691.628	12318.5	6	—	—	300	—	10373.1	27	201.46	181.31	2	1.8
2 一組 山内肥前守	9432.52	430.065	4	—	1000	300	15	7687.74	38	153.74	138.37	2	1.8
3 一組 益田河内守	15813.788	4533.21	5	—	1000	300	270.1	9710.48	21	194.2	174.78	2	1.8
4 一組 内藤孫兵衛	9516.626	384.317	3	—	1000	300	—	7832.31	52	156.64	140.98	2	1.8
5 一組 宍道五郎左衛門	11508.175	1114.75	4	—	1000	300	80.14	9013.28	62	180.26	162.23	2	1.8
6 一組 渡辺土佐守	12199.67	254.524	2	—	1000	300	—	10489.9	44	209.78	188.82	2	1.8
7 一組 国司右京亮	16311.304	4186.07	4	—	1000	300	155.3	10825.2	35	216.5	194.85	2	1.8
8 一組 児玉五郎右衛門	14253.772	554.099	1	—	1000	300	—	12399.7	32	247.98	223.18	2	1.8
9 一組 井原四郎右衛門	17667.469	—	—	—	—	300	133.6	10719.2	33	214.38	192.94	2	1.8
10 一組 榎本伊豆守	17482.414	678.986	4	—	300	200	503.4	15800	56	316	284.4	2	1.8
11 一組 柳沢新右衛門	10504.811	1275.85	11	—	300	300	412.7	8215.91	53	164.3	147.87	2	1.8
12 一組 粟屋肥後守	11656.141	3254.37	11	—	1000	300	1954	9695.06	61	128.8	115.92	1.329	1.2
惣并	276117	65841						210276	521	4205.3	3784.7	2	1.8

毛利家文庫・遠用物近世前期1011「江戸御普請出人之帳」より作成。

の管理スタッフを抱えておかせたのであろう。そうして普請現場では再編されるとはいえ、動員の局面では軍事編成に基づく組織が単位なのだった²⁰⁾。

このように一七世紀半ばまでの普請役に対しては、家臣団のなかでも大組を対象に、百石当たり三人、二人、一・五人の出人を課していたわけである。ところで当職益田玄蕃が寛永九年(一六三二)に提出した覚書のなかに、「御家中御役目、大殿様(毛利輝元、寛永二年没)御時ハ、江戸・大坂御仕置など、候て、半役・三步式役相勤候内も」といったくだりがある²¹⁾。これによれば、百石当たり一・五人が半役、二人が三分の二役であって、本役は三人だったことになる。家臣への出人は百石三人〓本役を基準にしたものだった。

だとすればただちに想起されるのは、このころの幕府軍役規定で百石三人役が本役とされていたとの指摘である²²⁾。萩藩は普請役にさいしても幕府の軍役規定をそのまま適用し家臣を動員していたのである²³⁾。

こうして、割り当て対象の組織からいっても基準からいっても、普請役とは軍役動員そのものであったと理解できる。萩藩は、幕府普請役をこうした形で家臣団に賦課していたのであって、百姓役の徴発は行っていないとみなしうる。

三 家臣にとつての普請役

(一) 知行に依じた家臣の役

以上にのべた普請役の性格について、こんどは家臣の側からみておくことにしよう。

いまみた慶長十九年の江戸城普請は、じつは前年にも予定されていたながら延引となつたものだった。すなわち慶長十七年十一月十四日付けで「来年江戸普請二付而、正月十六日人数可差上之事」、および「百石二付而百目宛銀子、来正月十日限に可差出之候」ことが命じられていたのである⁽²⁴⁾。

これを受け家臣たちは、一斉にそれぞれの組頭に宛てて請書を提出している。十一月二十五日付けを中心に、藩庁史料のなかに三〇通ほどをみいだせる。その一例をつぎにあげてみよう⁽²⁵⁾。

来役之儀被仰出候御請申上候事

一 私知行百七拾石余所勤之事

一 内々他借有之付而右之物成にて当年頓払方仕候事

付、去八月より飯米万二遣申、口今残米拾六石余所持申候、

然者来正月二百石二式百目銀ならひニ普請具・江戸まで

入着候間之路錢にハ右之米にて相調、不足候ハ、馬一疋・

脇さし但長わきさし・鉄炮式丁相嗜候間、うり候而成共

相調候、其上ニもあとよりの仕上不足候ハ、右之田地

何方へも引方不仕候間、井 孫左衛門殿へ引渡申仕上せ

に堅固ニ可相調候、此通被仰上候而可被下候、仍如件

慶長拾七年十一月廿五日

山内肥前守殿

村上小右衛門(花押)

山内肥前組所属、一七〇石取の村上小右衛門であるが、年貢で借銀の返済をまず済ませるとしたうえで、飯米等に消費し、いま残っている一六石をもって幕府普請への出銀⁽²⁶⁾と普請道具や江戸まで人を派遣する路銀に宛てることを誓約し、もしできなければ所持の馬等を売却してでも対応する、それでもまだ不足ならば知行は藩に返上するとの旨をのべている。

また十一月十四日付けの秀就・輝元連署覚のなかにも「役目不成もの、儀、只今可申上候、不成に相極候手前之事者、於于今者黒土ニても知行上表候ハ、請取せ候する事」との箇条があつた⁽²⁷⁾。家臣にとつて普請役とは、知行を与えられたことに対する藩主への義務とみなされており、そのため知行をあげて対応しなければならなかつた。別の役に就くことで免除となるものも一部にはあつたが、大組所属のほとんどにとつて、幕府普請役こそが平時における本務そのものだったわけである。

(二) 出人の調達

そうであるから家臣は、与えられた知行のなかから、つまり年貢でもって出銀や出人を拠出したのであり、知行地百姓に直接に転嫁はしていない。出人としてはあくまで抱えている奉公人を差し出していた。このことをつきに確認しておくことにしよう。

正保三年（一六四六）十一月、藩は財政再建のため「正保の二歩減」を実施、期限付きで家臣知行の二割を収公し、また八〇〇石以下の家臣については下地（知行地）を召し上げ、浮米（蔵米）給付に切り替えることにした²⁸。その翌月、「浮米を以被遣候衆」に對して出された箇条のなかにつきがある²⁹。

一 御軍役其外天下御普請役之時は、御蔵入惣中より人柄分限相
当々々に被仰付可被遣候間、恩給之儀は其主人々々より可被
相渡候事

知行地がなくなった家臣に対して、軍役および幕府普請役のさいには蔵入から人の手当はする、というのだから、ほんらい知行地からの拠出が想定されていたことになる。しかし恩給は主人が負担せよとある以上は、知行地百姓を動員するにしても、奉公人待遇にして差し出していたことになろう³⁰。

しかも慶安普請のさいの、先にみた普請奉行の覚書にはつぎの箇条がある³¹。

一下地無之、浮米ニ而被可遣候衆人実之御理之儀、当春於此節^{マデ}
如被仰出候、百石式歩役迄之分ハ自分之氣遣仕儀ニ候、殊更
今度之御役目壹歩役候条、猶以人実自分ニ可指出之通被仰下
候

慶安二年春、浮米取家臣に対して、百石二歩役までは現人を自身で調達するとの指示があつたとしている。ここでは、抱えている奉公人からの拠出がもっぱら想定されていることになろう。

じつさい慶安普請のさいには家臣団は奉公人を出人として差し出していた。そのことを有力家臣益田家を例にみておこう。益田家は奥阿武郡須佐を中心とした知行地を有しており、このときの知行高は二歩減の八八〇〇石だった。大頭（組頭）もつとめていたから、組頭分三〇〇石の役引分を除くと、百石あたり一人で計八五人の拠出の義務を負った計算になる。そのことを前提にして、表4にまとめた「江戸にて御普請衆間病人付立」をみてみよう。これは益田家拠出の出人に關しての、普請のあつたおよそ半年強の期間における、「病人」の欠勤日数記録である。

まず表中の名前は八五人であり、知行高に應じた拠出数にちょうど一致する。表示の個々人が出人ないし拠出の母体だった。そのうち権兵衛組など四組分は苗字の有無で二分され、いっぽう大組分のはほとんどは某殿誰・某代と記載されている。益田家陪臣団は大組一組と、足軽・中間などの下層によって構成される小組四組とかなっている。この表で名前がそのまま搭載される四組のものたちは、自身で江戸に赴き、出人をつとめたことになる。いっぽう大組のうち、某殿とある三人は、陪臣団のなかでも上層に位置付く益田家一族と思われる。それぞれに二人ずつの名前が記されるが奉公人であろう。それ以外について多くは某代とされるが、これも奉公人を代わりに差し出したという意味だろう。大組所属の陪臣は奉公人を拠出しているとみなしうる。また日用が三人みえるが、これは江戸で雇用したものでらうか。

表4 慶安江戸普請における益田家普請衆の病人付立

No.	所属	名前	病人数	No.	所属	名前	病人数
1	宇 権兵衛組	寺戸九兵衛	5	44	澄 五郎左組	萩正左衛門	1
2		下三太夫	12	45		寺戸源右衛門	14
3		吉田八左衛門	9	46		伊藤左右衛門	7
4		中村市左衛門	23	47		長嶺作兵衛	30
5		草野九左衛門	26	48		前助三郎	44
6		中村与三左衛門	5	49		栗山正介	31
7		岩本源左衛門	46	50		久三郎	4
8		橋田忠兵衛	17	51		九介	22
9		境忠左衛門	6	52		長右衛門	32
10		大谷六兵衛	18	53		宅中右代 市右衛門	20
11		孫兵衛	10	54		十吉	14
12		六蔵	33	55		七右衛門	4
13		十郎右衛門	16	56		仁左衛門	1
14		五郎介	2			小計	224
15		勘右衛門	60	57	大組之分	四郎兵衛殿 孫右衛門	16
		小計	288	58		新左衛門	31
16	宅 内左組	下惣左衛門	11			合	47
17		岩本徳左衛門	9	59		又左衛門殿 正九郎	16
18		仁長左衛門	9	60		忠兵衛	4
19		的田正左衛門	4			合	20
20		川上七郎兵衛	8	61		八郎左衛門殿 金兵衛	22
21		大谷神吉	3	62		平兵衛	18
22		下□兵衛	3			合	40
23		正左衛門	30	63		増十兵衛代	6
24		仁左衛門	74	64		助左衛門代	7
25		左兵衛	38	65		宇 権兵衛代	7
26		平介	16	66		栗 孫左代	39
27		弥二右衛門	43	67		波 太郎右代	33
28		三左衛門	6	68		大 権左代	7
		小計	254	69		栗 半左代	2
29	波 太郎右組	有田正太夫	2	70		堀 八郎兵代	1
30		横地理右衛門	11	71		森権介代	4
31		熊谷惣四郎	7	72		松 三十郎代	85
32		横田半兵衛	16	73		平 多左代	35
33		城一新兵衛	13	74		日用 長五郎	18
34		宍山九右衛門	17	75		日用 三五郎	23
35		増五右衛門	34	76		日用 孫十郎	10
36		大谷九左衛門	5	77		兵四郎	14
37		久介	27	78		波 五郎左	22
38		羽左衛門	30		并		1543
39		正右衛門	16	79	右之外二煩無之衆	太郎右組 長井与左衛門	
40		千右衛門	36	80		内左与 梅津左一郎	
41		仁左衛門	10	81		同人与 孫七	
42		宇兵衛	23	82		五郎左与 萩五左衛門	
43		惣介	20	83		同人与 平川五兵衛	
		小計	267	84		長平与 市郎兵衛	
				85		入江忠兵衛	

益田家文書 13-159 「江戸にて御普請衆間病人付立」より作成。

この表にしたがえば、益田家は割り当て八五人のうち五六人と、七割近くを抱えている足軽・中間クラスで宛て、残る部分を陪臣に賦課していた。それら陪臣も奉公人を差し出したものと思われる。つまり知行地百姓からの徴発はおこなわず、ふだん抱えている陪臣団から拠出していた。まとまった知行地を有していた上層家臣でさえこうしたやり方をとっていたのだから、家臣は抱えている奉公人を出人に差し出すのが基本だったと理解できであろう。

このように、萩藩は幕府普請役を家臣に賦課したのであって、百姓に直接割りかけたわけではない。また家臣も、出銀にしても出人にしても年貢のなかで対応していた。家臣の藩主に対する、さらには藩主の將軍に対する主従関係の枠内で遂行されたとみなせるのである。

四 千石夫への対応

(一) 千石夫と御普請事

ところで、藩庁史料のなかに「年紀考」と題された一書がある³²⁾。慶長六年(一六〇一)から元和九年(一六二三)までの諸事を年代順に記し、それぞれの事書につづいて典拠史料をあげ、さらに編者の考証を書き加えるという形式からなっている。

なかに幕府普請役にかんする記事も多くみられるのだが、そのひとつに慶長十七年(一六一二)のものとしてつぎがあがっている。

慶長十七年

江戸御普請千石夫之事 付、来年江戸御普請御用意之事

a 慶長十七年とあり

一正月廿三日 秀就公袖御判 御家蔵文書

入江与兵衛とのへ 金山清兵衛とのへ

千石夫二月廿五日を限江戸可着之通於此表申聞せ候事 数ヶ

条あり略之

右条々堅可申付候也、少之儀二候共井 四郎右二相尋候て可

申付候也

b 一正月廿三日 秀就公袖御判 御家蔵文書

千石夫付立

備前守組共 主膳正組共 七蔵組共 益田玄蕃組共 山内九

郎兵衛組共 益田修理組共 内藤孫兵組共 志道五郎左組共

六 善左組共 渡 飛驒組共 柳 新右組共 粟 九郎

右組共 井 孫左・祖 三左・桂三郎兵組共 式部少輔 広

家与力共二

千石夫

高合式百九十九人式歩九朱

c 慶長十七年とあり

一七月廿四日 秀就公御黒印 裏二伊豆江之御ヶ条と有、

御什書二あり

木原左近允殿 児玉平右衛門殿 松田久兵衛殿

条々

一罷上船中於津々浦々一切陸地江罷上間敷由、組之者共二堅可申聞候事 数ヶ条有、略之

一今度上せ候三百人之者三人之かしら二百人宛爰元より組付候て略 せんさく仕儀二可申付事

(中略)

右正月御黒印ハ千石夫也、益 牛庵覚書ニも慶長十七年江戸千石夫石別とあり、然共七月廿四日御書付より已後

者江戸御普請事也、按是ハ来十八年御普請之御沙汰有之ニ付、段々其用意被仰付たるなるへし (下略)

まず a・b では、藩主秀就より入江・金山の兩名に対し、二月二十五日までに千石夫を江戸に上せることが命じられ、同時に千石夫付立が付されている。うち a は五ヶ条からなる「法度条々」の一条である³³⁾。つづく七月二十四日付けの c は、全部で一三ヶ条からなる伊豆石切場での丁場定であり³⁴⁾、うち二条だけが抄録されている。さらに引用を略したところには十月一日付けなど五通が掲げられている。

注目されるのはそれらのあとに付された考証部分であり、正月の判物は千石夫であるが、七月二十四日付け以降のものは江戸御普請事である、として千石夫と御普請とを区別している点である。

なお「年紀考」には慶長八年「江戸御普請役之事」の記事もあがっている。ここにはまず正月十日付け毛利輝元判物を掲げたうえで、「如御書者千石夫と相見え候、然共十二日御書之趣者又様子替り、

御普請之儀被仰出たると見えたり」との考証を記している。正月十日付け輝元判物二通とは益田玄祥・熊谷元直に普請奉行を命じたものだが、ここでもやはり千石夫と御普請とを区別しているのである。

また慶長十七年の記事の考証には、益 牛庵覚書にも同様の記載があるとしていた。先にもあげた益田玄祥が提出した覚書の該当箇所をみると、たしかにつぎのようであった³⁵⁾。

一十四年、丹波御普請惣並相勤候事
一十五年、尾張御普請惣並相勤候事

一十六年ハ天下役無御座候事
一十七年ハ江戸千石夫石別已下惣並相勤候事

一十八年、天下役無之候事
一十九年、江戸御普請惣並相勤候事

これを表1とくらべてみると、慶長十四・十五・十九年の記事は全く一致する。ところがそこにはない慶長十七年については「江戸千石夫」と表現している。同時代人にとっても、千石夫と御普請との区別があつたらしい。

(二) 千石夫の調達

それではなにかが違ったのだろうか。

まずその名称どおり、千石当たり一人の役だった。慶長十七年普請における千石夫付立を、典拠となっている史料によってまとめた

表5 慶長17年、江戸普請千石夫付立

	千石夫人数
備前守組共ニ	15.23
主膳正組共ニ	35.12
七藏組共ニ	26.29
益田玄蕃組共ニ	26.7
山内九郎兵衛組共ニ	10.75
益田修理組共ニ	27.6
内藤孫兵衛組共ニ	9.45
宍道五郎左組共ニ	11.86
宍戸善左組共ニ	10.44
渡飛驒組共ニ	14
柳 新右組共ニ	10.1
粟 九郎右組共ニ	8.91
井 孫左・祖 三	23.84
左・桂三郎兵組共ニ	
式部少輔	7.13
(小計)	237.42
広家与力共ニ	61.87
(合計)	299.29

『山口県史 史料編近世1下』496頁。

のが表5である。

ちなみに、慶長十八年に新御前帳高が確定されるまでの朱印高は二九万八四八〇石。ただし慶長十四年からは役儀一〇万石免除となっていた³⁶⁾。ということは、表中の合計人数とは、この時点での朱印高にはほぼ相当しながらも免除分が考慮されていない高に、文字通り千石当たり一人の賦課を意味するものだったことがわかる³⁷⁾。

また千石夫そのものが幕府からの指示だった。慶長十七年の千石夫については不明だが、「年紀考」には慶長十三年（一六〇八）駿府城再普請のさいにも千石夫のことが記される。そこでは、幕府普請奉行から「二ノ丸堀当年五月初時分より千石夫にて御ほらせ可被成候旨最前申触候へ共」、駿府城の火事によって「自余之御普請先可被仰付之旨御錠候」と通知されている。千石夫の割り当てが幕府

からのものだったことがあきからだろう。御普請といわれる普請が丁場の割り当てだったのに対して、千石夫は人足の拠出そのものが幕府の命によっていたのである。

関連史料が乏しいなかでの断定には慎重であるべきだが、千石夫とは幕府の命で千石に一人の人足を拠出するものであり、その点で丁場をまるまる請け負い、普請奉行を派遣し人足ばかりか関連する経費も調達していた御普請とは違っていたと理解しておきたい。

ここで表5の内訳をみると、六一人余は支藩の岩国藩（広家与力共ニ）に割り当て、残り本藩分は家臣団に賦課している。ではこの割り当て人数を、個々の家臣はどうやって調達していたのか。この点にかんしてはつぎの史料がある。三井検地が終了した慶長十八年七月、給領所務代宛てと思しき毛利輝元判物のうち的一条である³⁸⁾。

一七ツ三分并千石夫之外、給主所務仕候もの於有之者可申上事付、人遣之儀茂七ツ三分之内ニ可在之事

七ツ三分とはこの段階での免率のことだから、年貢と千石夫以外の給主による徴収を禁じたものである。つまり知行地百姓にとって千石夫とは、七ツ三分の年貢以外の負担だった。

百石三人役などの出人のばあい、家臣は年貢のうちから給銀を支払い、また路銀なども手当しており、その意味では百姓にとつての直接の役務ではなかった。ところが千石夫は年貢とならぶ百姓の役務とされるのである。藩が家臣団に割り当てるところは同じではあ

るが、最終的な負担が家臣にあるのが御普請で、百姓にあるのが千石夫だったことになる。少なくとも萩藩の内部では、両者は異なる形で処理されていたのではなからうか。

おわりに

近世初期における普請役の遂行過程について、とくに人足の調達の仕事に注目して萩藩の対応を観察してきた。まずあきらかにしたことは、基本的には家臣への軍役によって調達しており、百姓役として割りかけてはいなかったことである。たとえば土佐藩が元和改革によって、「給人の負担において、農民を保護しながら当面の財政危機を切り抜けようとした」ように⁽³⁶⁾、個別藩の事情に即した対応の仕方があったということだろう。

ただしそうであれば、萩藩においては普請役が、「公儀への役負担を基軸とする身分支配の体系強化」と直接に結び付いていたといえなくなるし、しかも三井検地についての、「一四万石の蔵入地は、本藩領高の三二%弱となる。これはけっして高い蔵入率ではなく、慶長十年代に連年行われた幕府普請役に対応するため、三井検地の成果を多く知行に割り振らざるをえなかったためとみられる」との評価に即するならば⁽⁴⁰⁾、藩権力確立にむしろ阻止的に働いたことにさえる。普請役の果たした役割については、個々の藩の実態に即した事例の蓄積が求められているように思う。

またこれら普請役とは別のものとして千石夫があったことも、小論が浮き彫りにしたところである。これは一旦は家臣に割り当てられながら、最終的には百姓に賦課されていたらしい。しかも幕府から直接に指示されていたのだから、他の藩にも共通だったであろう。百姓役というなら、こちらがふさわしいことになる。普請役一般とは区別されて千石夫があり、それが百姓身分と対応していたということなのだろうか。そういった意味付けができるのかどうか、やはり諸藩の事例がぜひ知りたい。

さらに普請役の問題はそうした政治史の文脈とは別に、近世社会成立期に都市部においてたくさんの労働力が使役されたという意味で、労働社会論のテーマでもあることはいうまでもない。その観点からは、現場での労働編成のあり方そのものについての、より立ち入った分析が必要となるう。

そうした関心をもって、ひきつづきこの素材に取り組んでゆきたいと思っている。

註

(1) 山口県文書館毛利家文庫「御勤事」三二「御城廻御普請御手伝御政務之趣公儀江被仰出候記録」。

(2) 高木昭作「幕藩体制(Ⅰ)」『日本歴史大系 三 近世』山川出版社、一九八八年。

(3) 加賀藩については、万治元年(一六五八)の江戸城主台普請への対応が具体的に知られる。それによれば、領内一円から徴発した夫役四千人・家中役人五千人・江戸で雇用した日用二千人という労働力から構成されていた、ただし夫役には扶持に加えて給銀も給付されており、それは村々から余荷銀として徴収していたという(木越隆三『日本近世の村夫役と領主のつとめ』校倉書房、二〇〇八年)。また元和八年(一六二二)からは普請役として材木役を務めていた土佐藩についても、それ以前には家臣へ賦課した役之者と、郡ごとの人足奉行が徴発した百姓とからなっていた(長屋隆幸「土佐藩の公儀普請―主に石材の調達と労働力確保の変遷について―」(金沢城調査研究所『金沢城研究』八、二〇一〇年)。

両者のいうように、国元からの人足調達は家中役と百姓役の二本立てからなっていたわけだが、萩藩が慶長十二・十三年(一六〇七・〇八)駿河城普請を担当したさいの一連の経緯の紹介をみると、百五十石に一人、二百石に一人などの割合でもっぱら家中役に抛っていたらしい(小和田哲男「慶長期駿府城主伝い普請の実態―助役大名毛利家の場合―」『静岡大学教育学部研究報告(人文・社会科学篇)』五五、二〇〇五年)。駿府城普請以外についても同様なのかどうかみてゆくことにしたい。

(4) 毛利家文庫「御勤事」二八「元和十年以来大坂禁裏御普請事」。

(5) 毛利文庫「幕府」六四「江戸城主伝普請覚書」。

(6) 註4。

(7) 松尾美恵子「近世初期大名普請役の動員形態」『徳川林政史研究所 研究紀要 昭和六〇年度』、一九八六年、北原糸子「江戸城石垣物語」筑摩書房、一九九九年。

(8) ただし幕府からは扶持米が給付されるので、それが事実上の割り当て基準として機能した可能性はある。

(9) 田中誠二「萩藩の家臣団編成と加判役の成立」『山口大学文学会志』五五、二〇〇五年。

(10) 毛利家文庫「給禄」一九。

(11) 東京大学史料編纂所益田家文書(所蔵分)五二―四一「御普請出人彦歩役之覚」。

(12) 益田家文書二六―二四「慶安二・三兩年江戸御普請公儀・御家中諸入目付立」。

(13) あとでみる益田家の病人付立より。

(14) 『山口県史 史料編近世二』三二―二〇「毛利輝元覚」。

(15) 同三一―二五「毛利輝元定」。

(16) 同三一―三六「毛利輝元定案」。

(17) 同三一―四一「毛利輝元覚」。

(18) 慶長十年の「出人帳」では足軽も動員されている(毛利家文庫・遠用物近世前期一〇一〇「江戸御普請組帳」)。慶長十九年

のこの「出人帳」には足軽はみえないのだから、直接動員対象ではなかったはずである。ただし慶安普請と同様、管理部門と

しての派遣はあったかもしれない。

(19) 『山口県史 史料編近世六』 国司家文書一〇〇。

(20) 土佐藩のばあいには、公儀普請役に動員する家臣団は、戦時の陣立とは別の組織に組み替えられていたという(註3長屋論文)。

(21) 『山口県史 史料編近世二』三一一三〇「当職益田支祥寛書」。

(22) 高木昭作『日本近世国家史の研究』岩波書店、一九九〇年、三六六頁。萩藩の大坂陣のさいの「武具定」も、「百石二三人はり(張)之御役目」を想定して策定されていた(『山口県史 史料編近世二』三一一八「毛利氏家中武具定付立」)。

(23) もっとも表中の組子自身役引は一〇〇石ずつの免除だから、各組では組頭以外に自身で赴くものは三人程度しかなかったことになる。人足だけを抛出すればいい点は戦争への動員と異なる点ではある。

(24) 『山口県史 史料編近世二』三一一五八「毛利秀就・同輝元連署覚」。

(25) 毛利家文庫・遠用物近世前期一七八三「村上小右衛門請状」。

(26) 家臣には出人とは別に普請にかかった経費が出銀として賦課されている。たとえば慶安普請のときの書き上げをみると(益田家文書二六―二一四「慶安二三兩年江戸御普請公儀・御家中諸入目付立」)、合計銀四〇五貫八六〇目余の内訳として、石の搬送や足場に必要だったのだろう、材木や板の代銀があがって

いるし、修羅をはじめ鋏・鉄手子・鑿・石矢・石槌などといった普請道具代、砂利や栗石といった資材代、あるいは石切日用・日用夫・車力の賃銀もあった。石の調達は不要だとされた普請でも、これだけの経費がかかったわけである。別に残されている普請終了後の書き上げでは銀四八九貫八九七匁に及んでおり、そのうち家中分として約六二%を負担させ、残りは「上分」として藩庫から抛出していた(毛利家文庫遠用物近世前期一七〇九)。家中分については、最初は百石当たり銀一〇〇目を賦課したものの、追加で担当が命じられるにつれ、さらに五〇目もしくは一〇〇目ずつを追徴したようである。

なお引用史料では百石二〇〇目銀とあるが、別の請書では百石一〇〇目銀とするものもある。当人が赴くか否かで差が設けられていたのだろうか。

(27) 註24。

(28) 田中誠二「一七世紀前半の萩藩財政」『山口大学文学会志』五七、二〇〇八年。

(29) 『山口県史 史料編近世二』三一一八二「加判衆連署覚」。

(30) このころ家臣は奉公人の多くを知行地からの取中間で確保していたらしい。

元和八年(一六三一)二月、秀就・輝元連署で「知行替之者共江申聞条々」が出されている(『山口県史 史料編近世二』三一一〇六「毛利輝元・秀就連署条々」)。そのなかにつきの箇

条がある。

一帳はつれ之者、取中間に仕候而近年召仕候者之儀者、不
残召連可罷退之事

一去年之給をとりたる帳付之取中間にて候者、今年中召仕、
十二月十三日に可指戻候事

検地帳に未登録のものを取中間として使役していれば、そのま
ま新しい知行地に召し連れてよい。しかし登録されたものなら
ば、もとの知行地に差し返すように、との指示である。家臣が
知行地から調達した奉公人を取中間とよんでいた。

またべつにつぎの簡条もみえる。

一先年他国役に帳付之百姓を出し候而、其百姓走候とて普
代之出物作をもとし候者之事者、百姓を役目に出し候儀
不謂事二候間、先地へ無相違可戻之事

中段の意味がとりかねるが、先年、他国役として検地帳に登録
された百姓を出したばあい、そもそもそうしたことは禁じてい
るのだから、もとの知行地に差し返すように、との趣旨である
う。家臣が幕府普請への出人を調達するさい、知行地百姓の徴
発ではなく、取中間が原則だったのだろう。ばあいによって知
行地百姓を動員するにしても、奉公人待遇にして差し出して
たのではなからうか。

(31) 註11に同じ。

(32) 毛利家文庫「年表」九「年紀考」。なお本史料は、毛利家文

庫「御什書」七「年紀考」を再編集したものとと思われる。こち
らの収録記事の下限は享保十八年（一七三三）である。

(33) 『山口県史 史料編近世一下』、四九七頁。

(34) 『山口県史 史料編近世二』三二五〇「毛利輝元定写」。

(35) 毛利家文庫「巨室」八「益田牛庵覚書」。

(36) 『山口県史 史料編三』解説。

(37) 先にあげた「年紀考」の慶長八年「江戸御普請役之事」の典
拠史料、正月十日付け輝元判物にも、「千石二壺人ツ、の御役
目にて候条、遠国二候へ共、たやすき儀と申事候」とある。な
おここでなぜ役儀一〇万石免除が適用されないのかはわからな
い。

(38) 『山口県史 史料編近世一下』、五四六〜五四七頁。なお典拠
とした「毛利三代実録考証」では郡奉行宛と推察しているが、
内容から考えると給領所務代宛とみなした方がよいと思われ
る。

(39) 高木昭作「初期藩政改革と幕府」『歴史評論』二五三、一九
七一年（のち同『日本近世国家史の研究』岩波書店、一九九〇年）。

(40) 田中誠二『近世の検地と年貢』塙書房、一九九六年、三九頁。